	ー 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの																						
040390.131	ーー 砂糖を加えたもの		Xq1																				
040390.132	ーー その他のもの		Xq1																				
040390.133	ー その他のもの		X	S																			
	〔2〕 その他のもの																						
	ー その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの																						
040390.136	ーー 砂糖を加えたもの	35.0%	R6		26.3%	23.3%	20.4%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%	17.5%
040390.137	ーー その他のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040390.138	ー その他のもの		X	S																			
040390.200	2 その他のもの	21.3%	R5	S	18.4%	17.4%	16.5%	15.5%	14.5%	13.6%	12.6%	11.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）																						